

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年9月20日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年10月5日から同月25日まで縦覧に供する。

令和4年9月30日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 樋ノ口2号地区	丸亀市産業文化部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 樋ノ口一之股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 青石地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 切池地区	〃
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 上法沖地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大窪池地区	〃